

令和5年度指導監査について

令和5年度「監査方針」

別紙『令和5年度社会福祉法人等指導監査方針』参照

《重点項目》

◎リスクマネジメント体制の構築

事故防止・安全対策の徹底、事故発生時の迅速かつ適切な対応及び再発防止策の徹底
防災・防犯対策の確立及び徹底

◎ガバナンスの確立

理事会・評議員会機能の強化及び監事の役割の明確化

財務管理における内部牽制の徹底

適正な労務管理の徹底、経費支出の適正化、業務管理体制の構築

関係法令・通知等の遵守の徹底、各種規程の整備、適正な契約・入札の実施

- ・安定的かつ継続的な経営
- ・適切な利用者処遇
- ・情報開示と説明責任
- ・人材育成と職員の資質向上
- ・人権の擁護及び虐待の防止
- ・苦情解決体制の整備
- ・サービスの質の向上
- ・地域における公益的な取組

主眼事項及び着眼点

京都市情報館に「社会福祉法人等指導監査の主眼事項及び着眼点等」を掲載しています。

「主眼事項及び着眼点」に沿って監査を実施します。

京都市情報館(京都市ホームページ)のトップページ画面から、

「健康・福祉」⇒「社会福祉」⇒「社会福祉法人・社会福祉施設等への指導監査」⇒

「社会福祉法人等に対する指導監査」

の順にクリックして下さい。

アドレス：<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000198789.html>

指導監査結果の公表

指導監査結果内容の詳細を京都市情報館に公表します。

アドレス：<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu3/category/46-5-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

《公表内容》

前年度指導監査結果内容(以下の項目)を一覧表形式で公表

- (1)法人名/施設名
- (2)文書指摘有無及び文書指摘内容
- (3)監査実施日
- (4)改善状況(「改善済」・「改善予定」・「未改善」と記載します。)

令和5年度社会福祉法人等指導監査方針

社会福祉法人は、社会福祉事業を確実、効果的かつ適正に行うために、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、利用者に提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保に努めなければなりません。また、地域との良好な関係を作りながら福祉の拠点としての存在感を発揮し、公益性の高い法人として社会と密接につながり、信頼感を醸成していくことが求められています。

近年、多様化・複雑化する福祉ニーズに対して、様々な事業主体が各々の創意工夫により対応している中で、社会福祉法人の今日的な意義は、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすとともに、他の事業主体では対応できない様々な福祉ニーズを充足することにより、地域共生社会に貢献していくことにあります。

また、社会福祉法人は、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組の責務化といった内容に的確に対応し、自ら適正な運営を確保していくことが求められています。

このような状況も踏まえ、本年度の指導監査は、社会福祉法人・施設が社会に求められる役割を果たされるよう、新型コロナウイルス感染症の状況にも留意しつつ、昨年度に引き続き、利用者の生命・安全を最優先に下記の項目に重点を置いた指導を行います。

記

1 リスクマネジメント体制の構築

- ・事故防止・安全対策の徹底
- ・事故発生時の迅速かつ適切な対応及び再発防止策の徹底
- ・防災・防犯対策の確立及び徹底

2 ガバナンスの確立

- ・理事会・評議員会機能の強化、監事の役割の明確化
- ・財務管理における内部牽制の徹底
- ・適正な労務管理の徹底
- ・経費支出の適正化
- ・業務管理体制の構築
- ・関係法令・通知等の遵守の徹底、各種規程の整備
- ・適正な契約・入札の実施

3 安定的かつ継続的な経営

4 適切な利用者処遇

5 情報開示と説明責任

- ・事業内容・財務諸表等の公表
- ・利用者に対するサービス内容の適切な説明

6 人材育成と職員の資質向上

- ・能力開発・キャリア形成に向けた各種教育・研修の推進

7 人権の擁護及び虐待の防止

- ・利用者個人の尊厳への配慮、虐待防止に向けた取組、権利擁護の推進

8 苦情解決体制の整備

- ・苦情・相談体制の整備及び苦情に対する適切な対応、第三者委員の活用

9 サービスの質の向上

- ・自己評価・自己点検、第三者評価の積極的受診

10 地域における公益的な取組

令和5年度社会福祉法人等指導監査の概要について

1 監査の目的

社会福祉法人等が関係法令、通知等を遵守し、入所者又は利用者等に対する適切な処遇並びに適正な法人運営及び施設運営を行っているか否かについて個別的に明らかにするとともに、本市が積極的に助言又は指導を行うことにより、円滑な運営の確保を図る。

2 監査対象施設の選定

- (1) 厚生労働省への指導監査実績報告の対象となる施設
- (2) 本市において指導監査が必要と判断するもの

3 監査の方法

- (1) 実地監査
法人事務所又は施設において監査を実施する。
- (2) 書面監査
事前提出資料等の点検及び確認をする。
- (3) その他
必要に応じて特別監査等を実施する。

4 一般監査の期間

令和5年7月12日から令和6年3月31日まで

5 実施予定

	実地監査	書面監査	合計
社会福祉法人	9 6	—	9 6
児童福祉施設 (障害児入所施設等を除く。)	3 2 3	8 7	4 1 0
障害者支援施設	9	—	9
障害児入所施設等	1 3	—	1 3
老人福祉施設	4 5	—	4 5
施設合計	3 9 0	8 7	4 7 7